



若者定住支援事業補助金

六戸町では、若者の定住を促進するために、六戸町内の民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯に対する家賃に対しその一部を予算の範囲内で補助します。

若者夫婦世帯で民間賃貸住宅に入居する方に 月額最大 **20,000円** の家賃補助



対象世帯

- ☐ 申請の日において若者夫婦世帯（夫婦ともに年齢が40歳未満）である。
- ☐ 六戸町に2年以上継続して定住する意思があり、確約できること。
- ☐ 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに町内の民間賃貸住宅に居住地を定めること。
- ☐ 生活保護法による住宅扶助又は他の公的制度による家賃補助等を受けておらず、かつ、夫婦のいずれもがこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ☐ 町税その他の納付金の滞納がないこと。
- ☐ 居住地の町内会に加入すること。（未組織区域は除く）
- ☐ 民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯であり、申請日において世帯全員の転入の日がそれぞれ3か月以内であること。
- ☐ 六戸町職員の住居手当の支給を受けないこと。

対象賃貸住宅

- ☐ 賃貸契約に基づき入居する民間の賃貸住宅
ただし、公的賃貸住宅（町営住宅等）、社宅、官舎、事業所の寮、会社名義、親族（6親等内血族、3親等内姻族）の所有、又は居住している住宅は除きます。

月額

- ☐ 20,000円を超えた部分の家賃を補助（ただし、20,000円を限度）
例）家賃35,000円⇒補助金15,000円、家賃50,000円⇒補助金20,000円

期間

- ☐ 補助を開始した月から **24か月**
- ☐ 補助を開始する月は、**入居した月**からとする。
ただし、入居が月の途中で日割り計算後の金額が補助金月額に満たない場合は、次の月からとします。